

川西市職員勤務時間、休日及び休暇規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 8 号

川西市職員勤務時間、休日及び休暇規則の一部を改正する規則

川西市職員勤務時間、休日及び休暇規則（昭和29年川西市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（健康及び福祉を確保するために必要な勤務間の時間の確保）

第1条の2 任命権者は、職員の健康及び福祉を確保するため、勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間について、勤務時間の変更、年次休暇の取得の促進その他必要な措置を講じることにより、11時間以上の時間を確保するよう努めなければならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務が必要となる場合は、この限りでない。

第3条の7第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項第1号中「この号及び第3号」を「この号、第3号及び第14条第1項」に改める。

第13条の10の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第13条の11 任命権者は、職員が第3条の7第4項各号に掲げる者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第13条の12 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。